

I C A から各会員組織へのアンケート

「協同組合原則、および未来のための憲章について」 ('93年1月)

はじめに

国際協同組合同盟は、1995年9月まで、協同組合を世界中に組織していく上での基本原則を再検討する。1966年に採択された原則を見直し、もし適当であると判断されれば、協同組合の根本思想を21世紀の要求に最もよく適合する形で具体化するために、原則の変更を行なう。

同時に、I C Aは、各種部門の協同組合活動のための運営原則の発展を促進する。(中略)

基本原則と運営原則に関する討議は、これまでの協同組合の価値についての討議をふまえて行なうことが期待される。協同組合人と協同組合組織が、この対話に参加することが求められている。

協同組合人と協同組合組織はまた、21世紀に向けた協同組合憲章に対して、意見を提示することを求められている。憲章は、運動の基本的価値と原則に照らして、世界中の協同組合人が来たるべき世紀に対して抱いている主要な目標と夢を描き出すものである。(中略)

Dr. Ian MacPherson

Dean of Humanities, University of Victoria
Victoria, B.C. V8W 2Y2 CANADA

グローバルな基本的価値

1992年10月に東京で行なわれた、I C A第30回大会は、協同組合が次の行動を通じて自らの基本的価値を表現すべきである、という合意に達した。

人間の要求に応える経済活動

協同組合組織は、自らの組合員の要求に効率的に応えるために存在する。この場合、協同組合の組合員の大部分は、農民、労働者、消費者、生産者、漁民および貯蓄者などの、普通の人々である。

参加民主主義

とくに人々の日常活動における民主主義の中で、眞の参加的側面が奨励される中で、協同組合

は、人々の間の民主主義的関係に寄与する。

人的資源の開発

協同組合は、結集するすべての人々の経済的・社会的解放を促進する。民衆本位の上に打ち立てられる協同組合は、諸個人が自らの生活とコミュニティをより効果的にコントロールできるようにグループの中で働くことを奨励する。

社会的責任

人々のグループは、自らの生活条件とコミュニティ全体に対する責任を引き受けるために、協同組合を設立する。より弱い社会グループの生活を向上させ、自らがその一部を構成する社会のために寄与する責任を、負っていることを認める。

全国的・国際的経済協同

協同組合は、自らが、主流である世界経済の資本結合的運営方法に対する、世界的広がりを持った、民衆に基礎を置く対案であることを示す責任を有する。

価値から原則へ

I C Aは1966年に、以下の原則を採択した。それらの一つ一つを、前述の価値をふまえて注意深く検討し、次頁以降の質問にお答えいただきたい。

1. 協同組合の組合員資格は、自発的なものであり、そのサービスを利用することができ、かつ組合員としての責任を進んで受け入れるすべての個人に対して、人為的な制限や、いかなる社会的、政治的、人種的または宗教的な差別を加えることなく、適用されるものでなければならない。

2. 協同組合は民主主義的組織である。その業務は、組合員が合意した方法で選出ないしは任命された、組合員に責任を負う個人によって管理されなければならない。単位協同組合の組合員は、投票における平等な権利（一人一票）と、自らの組合に関わる決定への参加の権利を享受すべきである。単位組合以外における管理は、適切な形態

において、民主主義的基礎の上に、実施されるべきである。

3. 出資資本が利子を受け取る場合にも、厳しく制限された率の利子だけを受け取るべきである。

4. 組合の事業から剩余ないしは節約金が生じた場合、この剩余ないし節約金は、当該組合の組合員に属し、一部の者の犠牲によって他の者が利益を得ることがないような方法によって分配されるべきである。

この分配は、組合員の決定によって、次のように行なうことができる。

a) 協同組合の事業開発の準備

b) 協同のサービスの準備

c) 組合との取引に比例した、組合員への分配

5. すべての協同組合は、組合員、役員、従業員および一般大衆に対する、経済と民主主義の双方の面からの、協同の原則と技術についての教育のための、準備を行なうべきである。

6. 組合員とコミュニティ全体の利益に最もよく奉仕するために、すべての協同組合組織は、地域、全国、ならびに国際レベルで、他の協同組合と、あらゆる実践的方法で積極的に協同するべきである。

組合員資格

1) あなたの知る範囲で、組合員資格に関する原則は、あなたが結集されている協同組合にとって、何らかの問題を引き起こしていますか？もしあるとすれば、それはどのような問題ですか？

2) 原則は（できれば設立趣意書による）組合員の権利と責任の問題に触れるべきですか？

3) 組合員資格を停止する場合の条件を、より明瞭に特定する必要がありますか？

4) 第二段階ないし第三段階の組織において、組合員資格の問題がありますか？もしあるとすれば、どのような問題ですか？

5) 改訂原則では、協同組合の組合員資格の重要性についてのより深い評価を、どうしたら促進できるでしょうか？

6) 現在、あなたの組織では、組合員資格の制限についての関心がありますか？

7) 家族内の男女双方が協同組合に投票することができるよう、二重の投票手続きが行なわれるべきでしょうか？

8) 組合員資格に関して、その他、どのような質問と問題が重要であると、あなたは考えますか？

民主的管理

9) 協同組合の民主主義的性格は、どうすれば組合員や公衆により明瞭に理解されることができますか？

10) 第一段階、第二段階および第三段階における民主的手手続きには違いがありますか？もしそうだとすれば、その違いは何ですか？

11) 第二および第三段階における投票資格のための適切な原則はどのようなものですか？

12) どのような種類の決定が、組合員の最終決定に委ねられるべきでしょうか？

13) 従業員は民主主義的経営システムの中で役割を持っていますか？もしあるとすれば、その役割はどのようなものであるべきですか？

14) 従業員は理事会に選出される権利を与えられるべきですか？

15) 民主主義的経営に関して、その他、どのような課題や問題が検討されるべきであると、あなたはお考えですか？

資本に対する利子

16) 協同組合に投下された資本は、固定され、限定された率の報酬を受け取るべきであると、あなたは信じていますか？もしそうだとすれば、あるべき利子率をどのように設定しますか？

17) 多数の協同組合は、組合員の出資資本額を増額するように、計画を発展させるべきでしょうか？

18) 組合員の出資資本に利子を支払うべきでしょうか？もしそうだとすれば、率をどう決定すべきでしょうか？

19) (第一次、あるいは第二次、第三次を問わず)

協同組合への、大口出資者は（協同組合、非協同組合を問わず）理事会での地位を与えられるべきでしょうか？

20) 協同組合は（株式が投票権を持たないことを条件に）、株式市場での株式（share）の販売を通じて資本を増加させるべきでしょうか？

21) 協同組合は（株式が限定された投票権のみを持つことを条件に）、株式市場での株式の販売を通じて資本を増加させるべきでしょうか？

22) 資本（へ）の支払いに関して、その他、どのような課題や問題を検討すべきでしょうか？

剰余ないしは節約金の配分

23) 組合員への節約金の配分は、【組合員の組合事業への】参加（例えば、協同組合店舗からの年間購入高）を唯一の基礎として決定すべきでしょうか？

24) 組合員の参加の程度に応じて、何段階かの払い戻しを行なうべきでしょうか？一例えは、協同組合とより多くの取引を行なった組合員に対してより高率の配当、ないしは財またはサービスの購入価格の割引を行なうべきでしょうか？

25) [子会社などの] 副次的組織の活動から得られた剰余を、どのように分配すべきでしょうか？あるいは、[そもそも] これらの剰余を分配すべきなのでしょうか？

26) 協同組合は、協同組合が黒字を出した場合、自らの剰余の一部を従業員のボーナスに支払うべきでしょうか？もしそうだとすれば、ボーナスの範囲—例えば、従業員に支払われる最低のボーナスと最高のボーナスの範囲—は、どのようなものであるべきでしょうか？

27) 剰余の分配に関して、その他、どのような課題や問題を検討すべきでしょうか？

協同組合間協同

28) あなたの経験では、協同組合同士の協力にとっての最大の障害は何でしょうか？

29) 協同組合同士が協力すべき領域は何でしょうか？

30) 連合会機構は、それらが協同組合の広範なニーズにかつて適合していたのと同様に、現在も有効であると信じていますか？

31) 協同組合運動が新しい事業を開発しようとする場合、とりわけ新しい協同組合に対するベンチャー・キャピタルのプールを創り出すことが必要になると信じますか？

32) 新しい事業は、新規の副次的活動を行なっている、既存の大協同組合にかかっている、と信じますか？

33) 協同組合間協同に関して、その他、どのような問題や課題が討議されるべきでしょうか？

教 育

34) どのような種類の教育活動や教育計画を協同組合は保証すべきでしょうか？

35) 剰余（あるいは経費？）の一定割合を教育目的のために蓄えることを勧告すべきでしょうか？

36) 次のそれぞれの教育活動の主要課題は何でしょうか？

a) 組合員

b) 被選出役員

c) 経営者

d) その他の従業員

37) 協同組合は、自らの組合員に対して、一般的な経済・社会問題に関する教育をどの程度まで企てるべきでしょうか？

38) 教育に関して、その他、どのような課題や問題を検討すべきでしょうか？

その他の問題

39) 原則は、政府と協同組合の間の適切な関係を検討すべきでしょうか？

40) 原則は、エコロジーの問題に留意すべきでしょうか？

41) 原則は、協同組合への男女両性のより平等な参加の問題に留意すべきでしょうか？

42) 今日、全世界的に生じつつある変化に照らして、協同組合の基本原則の再検討において、その他、どのような問題に留意すべきでしょうか？